

平成22年12月27日

お知らせ

同時資料提供先：合同庁舎記者クラブ

広島県政記者クラブ

中国地方建設記者クラブ

三原市記者クラブ

尾道市記者クラブ

福山市記者クラブ

三次記者クラブ

効率的・効果的な交通安全施策の実施に向けて

『事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)』

広島県内の「事故危険区間(代表区間)64区間」を公表します

- 平成22年8月に新たに導入された、公共事業の「政策目標評価型事業評価の導入についての基本方針(案)」(別添参考資料参照)を踏まえ、広島県内の直轄管理区間について、効率的・効果的な交通安全施策を実施するため、事故データや地域の方の声などを基に、交通安全について課題のある区間を抽出しました。
- 抽出方法や選定プロセスについては、学識経験者、道路管理者、道路利用者等からなる「広島県交通安全対策アドバイザー会議」を開催(全2回)し、頂いたご意見等を踏まえ、事故対策等の対応が必要な「事故危険区間」を選定しました。
- そのうち、「事故危険区間(代表区間)64区間」について「事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)」【広島県版】として取りまとめましたので公表いたします。(※別紙参照)
- 今後は、道路利用者の方へも啓発を行い、交通事故が起こりやすい危険な箇所としての認識を持っていただきながら、計画的に交通安全施策に取り組んでいくものです。

■お問合せ先一覧

●お問合せ先＜代表窓口＞

国土交通省 中国地方整備局 広島国道事務所

副所長(管理担当) いのもり 猪森 しょういち 正一

【事業担当】 交通対策課長 ふじた 藤田 おさむ 修

【広報担当】 計画課長 ひの 樋野 よしひろ 義周

TEL (082) 281 - 4131 FAX (082) 286 - 7897

ホームページ <http://www.cgr.mlit.go.jp/hiroku/index.html>

国土交通省 中国地方整備局 福山河川国道事務所

副所長(道路) ふじわら 藤原 みつお 光雄

【事業担当】 道路管理第二課長 とりやま 鳥山 よしのり 義則

TEL (084) 923 - 2553 FAX (084) 923 - 2517

ホームページ <http://www.cgr.mlit.go.jp/fukuyama/>

国土交通省 中国地方整備局 三次河川国道事務所

副所長(道路) いしかわ 石川 しょうじ 庄嗣

【事業担当】 工務課長 すなご 砂子 かずまさ 和正

TEL (0824) 63-4121 FAX (0824) 64-2240

ホームページ <http://www.cgr.mlit.go.jp/miyoshi/index.htm>

※本記者発表資料及び「事故危険区間代表箇所の公表資料」は、
広島県内の各事務所HPにも掲載しております。

広島県内直轄国道の事故危険区間選定プロセス

Step.1：基礎データの構築

県内の直轄国道の事故データ（H17～H20）を整理・分析[2,605区間]

Step.2：区間選定の視点設定

A. 事故データ

死傷事故率の高い区間

B. 地域の声

アンケート調査結果や道路利用者、道路管理者、交通管理者からの意見

C. 特徴的箇所

未整備歩道、通学路、死亡事故発生、バリアフリー整備必要箇所など

Step.3：候補区間の選定

事故危険区間の候補区間として816区間を選定

※対策中・対策済の区間は除く

Step.4：絞り込みの視点設定

- 死傷事故率が高く、交通事故を削減する対策が必要な区間
- 死亡者割合が高く、交通弱者の安全性を確保する対策が必要な区間

Step.5：事故危険区間の選定

事故危険区間として**322区間**を選定

Step.6：公表区間（代表区間）の決定・公表

優先度の高い区間を統合整理した**64区間**を公表

公表した代表区間については、今後、交通事故対策、歩道安全対策の検討、対策に取り組んでいきます。

お問合せ先

国土交通省 中国地方整備局
広島国道事務所
〒734-0022
広島市南区東雲2丁目13-28
Tel. 082-281-4131(代表)
<http://www.cgr.mlit.go.jp/hirokoku/>

国土交通省 中国地方整備局
福山河川国道事務所
〒720-0031
福山市三吉町4丁目4-13
Tel. 084-923-2553(代表)
<http://www.cgr.mlit.go.jp/fukuyama/>

国土交通省 中国地方整備局
三次河川国道事務所
〒728-0011
三次市十日市西6丁目2-1
Tel. 0824-63-4121(代表)
<http://www.cgr.mlit.go.jp/miyoshi/>



道路に関するご相談はこちらへ [平日 9:30～17:00]
道の相談室：0120-106-497（ドローヨクナレ）

「事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)」

広島県

2

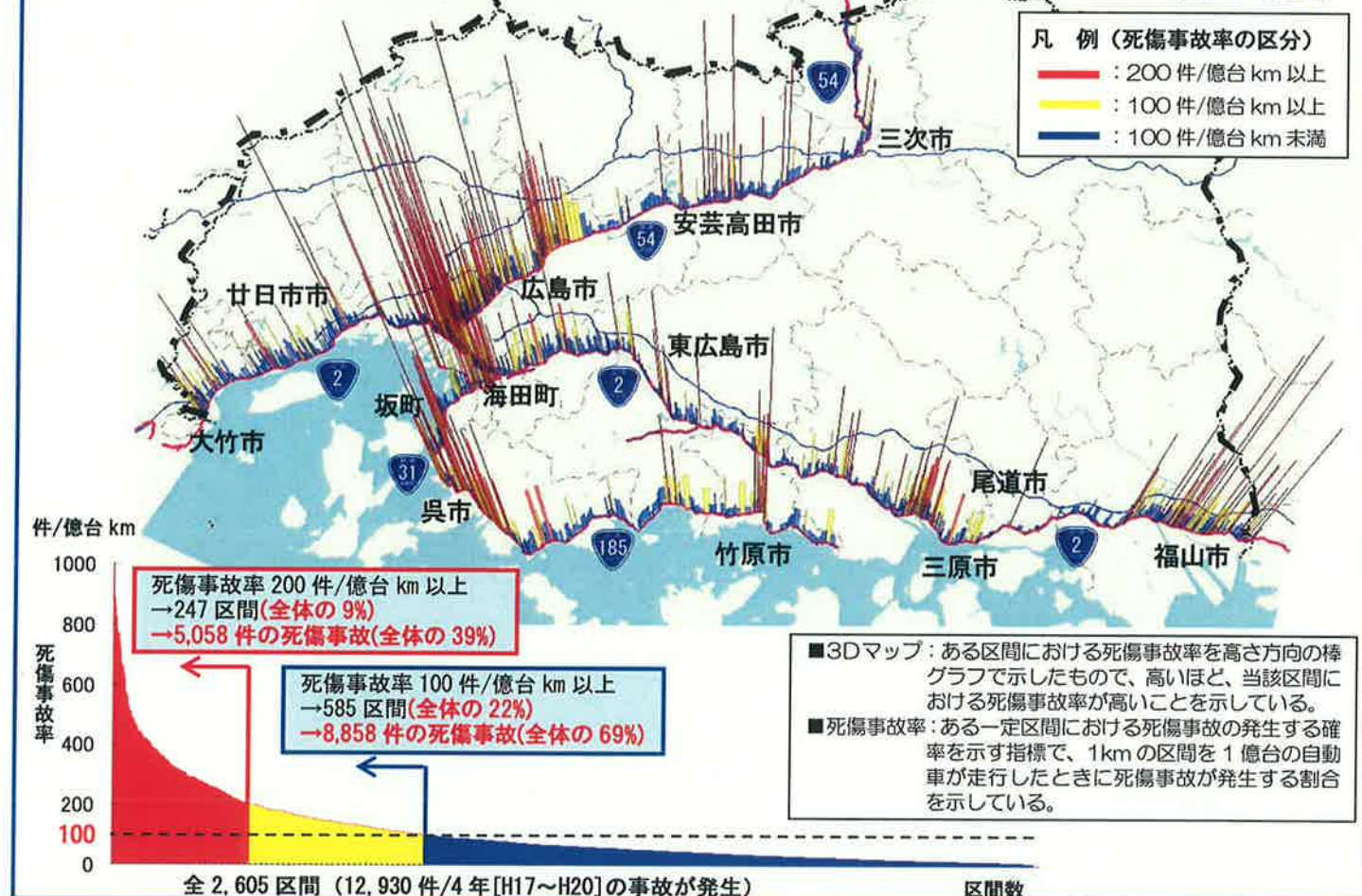
31

54

185

広島県内直轄国道における死傷事故率【3Dマップ】

(H17～H20)



広島県内の道路の総延長は約28,530kmで、平成21年には約17,300件*の交通事故が発生しました。その内、国土交通省が管理している直轄国道は、国道2号をはじめ、重交通を担う総延長約345kmの幹線道路（県内道路の約1.2%）で、交通事故は約3,100件*発生しました。これは、県内事故の約18%を占めており、直轄国道の交通安全対策は重要な施策のひとつとなっています。

このような状況を踏まえ、効率的・効果的な交通安全対策を実施するため、直轄国道を約2,600の区間に分割し、事故データや地域の声を基に、322区間の「事故危険区間」を抽出しました。今後は、「事故危険区間」のなかから、早期に対策が必要で、かつ高い効果が期待できる区間から、順次対策に取り組んでいくため、優先度が高いと考えられる区間を統合整理し、「**事故危険区間(代表区間)64区間**」としましたのでお知らせします。

(※平成21年版広島県の交通統計)

平成22年12月

国土交通省 中国地方整備局 広島国道事務所
福山河川国道事務所
三次河川国道事務所

広島県 『事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）』

広島県内の国が管理する道路の事故危険区間を抽出し、交通安全対策に取り組んでいきます。

事故危険区間（代表区間）位置図



事故危険区間（代表区間）一覧

No.	路線名	箇所名（交差点名）	選定理由（区間選定の根拠）			対策内容
			A 事故データ	B 道路の状況	C 自治体の意向	
1	国道 2号	福山市大門町野之浜	●	●		●
2	国道 2号	福山市明神町2丁目	●	●		●
3	国道 2号	福山市明神町1丁目	●	●		●
4	国道 2号	福山市紅葉町	●	●		●
5	国道 2号	福山市本庄2丁目	●	●		●
6	国道 2号	福山市神島町	●	●		●
7	国道 2号	三原市本郷町	●	●	●	●
8	国道 2号	三原市本郷町1丁目	●	●	●	●
9	国道 2号	三原市本郷町南	●	●	●	●
10	国道 2号	竹原市新庄町大木	●	●		●
11	国道 2号	東広島市西条中央4丁目	●	●		●
12	国道 2号	安芸郡海田町海田町	●	●		●
13	国道 2号	広島市南区西保町2丁目	●	●		●
14	国道 2号	広島市南区東雲本町2丁目	●	●		●
15	国道 2号	広島市南区東雲本町2丁目	●	●		●
16	国道 2号	広島市南区出汐2丁目	●	●		●
17	国道 2号	広島市南区比治山本町	●	●		●
18	国道 2号	広島市南区西条町1丁目	●	●		●
19	国道 2号	広島市南区西条町1丁目	●	●		●
20	国道 2号	広島市南区西条町1丁目	●	●		●
21	国道 2号	広島市南区西条町1丁目	●	●		●
22	国道 2号	広島市南区西条町1丁目	●	●		●
23	国道 2号	広島市南区西条町1丁目	●	●		●
24	国道 2号	広島市南区西条町1丁目	●	●		●
25	国道 2号	広島市南区西条町1丁目	●	●		●
26	国道 31号	安芸郡海田町北新地2丁目	●	●		●
27	国道 31号	安芸郡海田町北新地2丁目	●	●		●
28	国道 31号	安芸郡海田町北新地2丁目	●	●		●
29	国道 31号	安芸郡海田町北新地2丁目	●	●		●
30	国道 185号	安芸郡海田町北新地2丁目	●	●		●
31	国道 185号	安芸郡海田町北新地2丁目	●	●		●
32	国道 185号	安芸郡海田町北新地2丁目	●	●		●
33	国道 185号	安芸郡海田町北新地2丁目	●	●		●
34	国道 185号	安芸郡海田町北新地2丁目	●	●		●
35	国道 185号	安芸郡海田町北新地2丁目	●	●		●
36	国道 185号	安芸郡海田町北新地2丁目	●	●		●
37	国道 185号	安芸郡海田町北新地2丁目	●	●		●
38	国道 185号	安芸郡海田町北新地2丁目	●	●		●
39	国道 185号	安芸郡海田町北新地2丁目	●	●		●
40	国道 185号	安芸郡海田町北新地2丁目	●	●		●
41	国道 185号	安芸郡海田町北新地2丁目	●	●		●
42	国道 185号	安芸郡海田町北新地2丁目	●	●		●
43	国道 185号	安芸郡海田町北新地2丁目	●	●		●
44	国道 185号	安芸郡海田町北新地2丁目	●	●		●
45	国道 54号	広島市中区大手町3丁目	●	●		●
46	国道 54号	広島市中区基町	●	●		●
47	国道 54号	広島市中区基町	●	●		●
48	国道 54号	広島市中区基町	●	●		●
49	国道 54号	広島市中区基町	●	●		●
50	国道 54号	広島市中区西白鳥町	●	●		●
51	国道 54号	広島市中区西白鳥町	●	●		●
52	国道 54号	広島市中区西白鳥町	●	●		●
53	国道 54号	広島市中区西白鳥町	●	●		●
54	国道 54号	広島市中区西白鳥町	●	●		●
55	国道 54号	広島市中区西白鳥町	●	●		●
56	国道 54号	広島市中区西白鳥町	●	●		●
57	国道 54号	広島市中区西白鳥町	●	●		●
58	国道 54号	広島市中区西白鳥町	●	●		●
59	国道 54号	広島市中区西白鳥町	●	●		●
60	国道 54号	安芸郡海田町北新地2丁目	●	●		●
61	国道 54号	安芸郡海田町北新地2丁目	●	●		●
62	国道 54号	安芸郡海田町北新地2丁目	●	●		●
63	国道 54号	安芸郡海田町北新地2丁目	●	●		●
64	国道 54号	安芸郡海田町北新地2丁目	●	●		●

凡例

- 7 : 交通事故対策
- 44 : 歩道安全対策
- 12 : 交通事故対策+歩道安全対策
- : 直轄国道
- : 自動車専用道路
- : 県道など

事故危険区間の選定方法

3つの視点（事故データ・地域の声・特徴的箇所）に該当する区間を選定

A：事故データ

- ・死傷事故率100件/億台km以上
- 注：死傷事故率100件/億台kmは、概ね全国平均の死傷事故率



B：地域の声

- ・ヒヤリハットアンケート結果(2件以上)
- ・地域からの要望、道路利用者・道路管理者からの意見
- ・交通管理者からの意見(H17～H21で人身事故10件/年以上発生した箇所)

C：特徴的箇所

- ・歩道幅員0.5m未満かつ通学路に指定
- ・死亡事故あり
- ・事故危険箇所(H20指定)
- ・あんしん歩行エリア(H20指定)
- ・バリアフリー路線

※対策未実施箇所

代表区間の特徴

- 交通事故対策区間
⇒死傷事故率が高く、かつ地域の声や死亡事故が発生しているなど、交通事故を削減する対策や改善ニーズが高い箇所として**55区間**を選定しました。
- 歩道安全対策区間
⇒歩行者・自転車の事故は重大事故に直結し、広島県では死者の40%を占めています。そのため、地域の要望や歩行者事故の有無、歩道の未整備状況から、歩行者・自転車の安全性を確保する対策が必要な箇所として**11区間**を選定しました。

注：交通事故対策と歩道安全対策の両区分を含む区間があるため合計は64区間です。

■広島県交通安全対策アドバイザー会議 メンバー

	所 属	役職名等
委 員	広島県警察本部 交通企画課	課長補佐
	広島県警察本部 交通規制課	課長補佐
	中国地方整備局 広島国道事務所	副所長
	中国地方整備局 福山河川国道事務所	副所長
	中国地方整備局 三次河川国道事務所	副所長
	広島県 道路整備課	主 査
	広島市 道路課	課長補佐
アドバイザー	広島大学大学院 国際協力研究科	教 授
	社団法人広島県バス協会	事務局長
	社団法人広島県タクシー協会	事務局長
	社団法人広島県トラック協会	常務理事
	社団法人日本自動車連盟広島支部事業課	課 長
オブザーバー	中国地方整備局 道路部 交通対策課	課長補佐

事務局

中国地方整備局

広島国道事務所

交通対策課

福山河川国道事務所

道路管理第二課

三次河川国道事務所

工務課

広島県交通安全対策アドバイザー会議 開催状況

第1回アドバイザー会議(平成22年11月30日)

- 事故危険区間の抽出の考え方
- 地域の声の収集方法
- 事故危険区間の選定結果(案)
- 事故危険区間のリストアップ ※素案の作成



第2回アドバイザー会議(平成22年12月20日～24日)

- 事故危険区間リストの確定
- 公表箇所を選定方法
- 公表箇所の確定

※第2回会議は個別説明



『事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)』

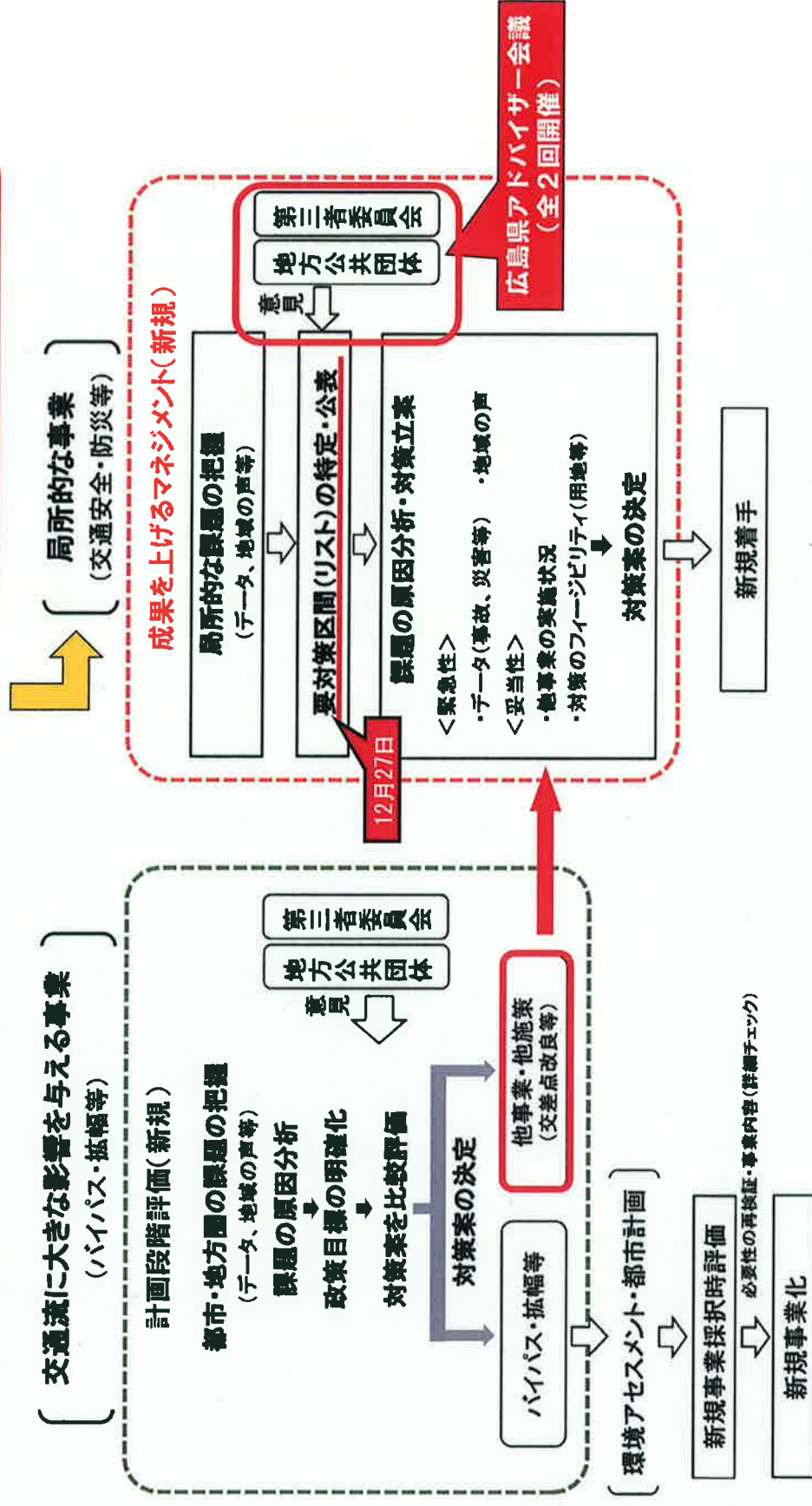
【広島県版】の公表 (記者発表)

(平成22年12月27日)

広島県交通安全対策アドバイザー会議 の取り組み

政策目標評価型事業評価の導入に係る取り組み（道路事業）

道路事業の透明性・効率性を高めるため、バイパス・拡幅事業等に計画段階評価を導入するとともに、局所的な事業に対し、データ等に基づく「成果を上げるマネジメント」の取り組みを導入。



[参考資料]

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成 22 年 8 月 9 日

国 土 交 通 省

政策目標評価型事業評価の導入に係る道路事業における取組みについて

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、国土交通省所管公共事業の事業評価における今後の新たな取り組みとして、「政策目標評価型事業評価の導入についての基本方針（案）」が公表されたところです。

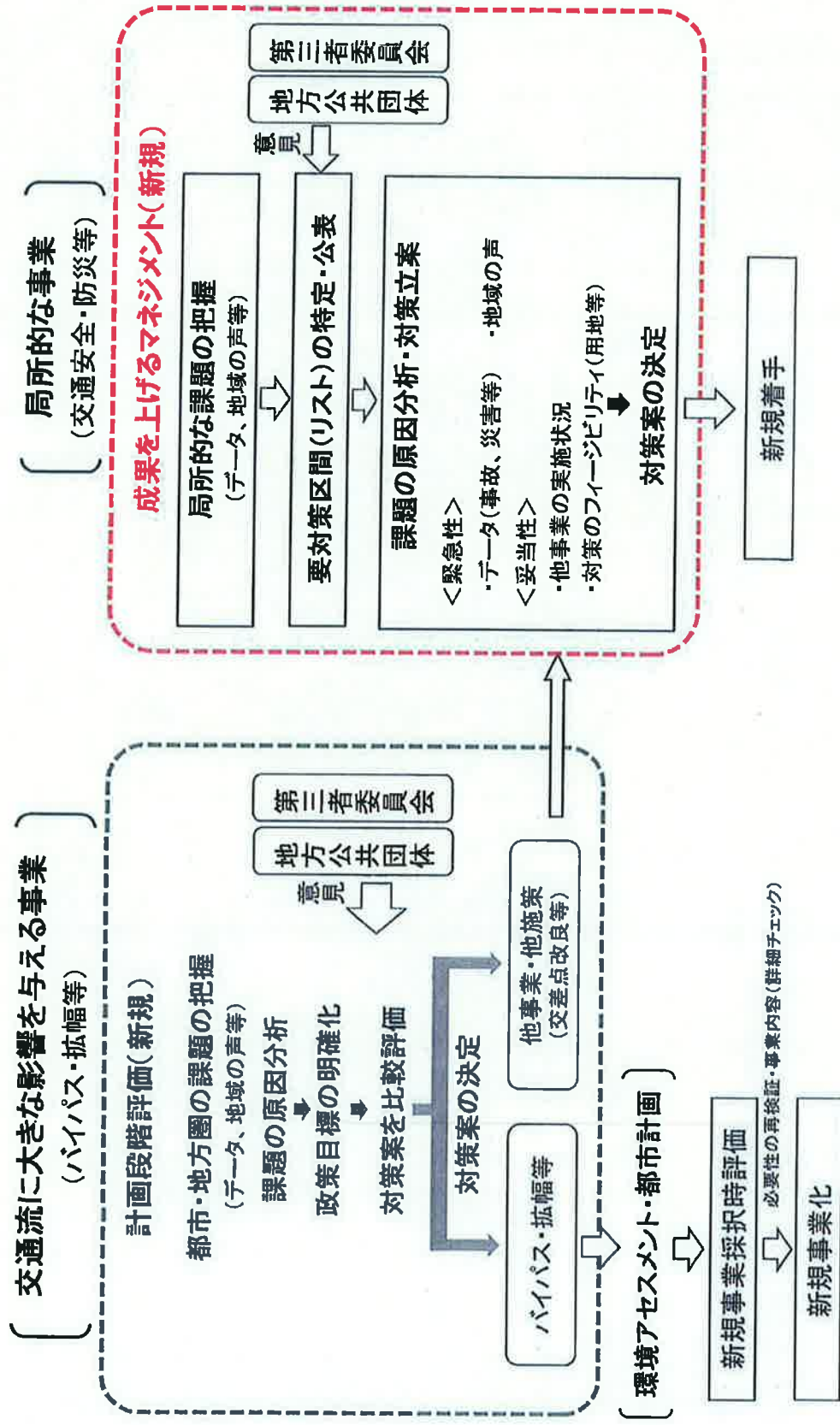
これを踏まえ、道路事業においても、事業の透明性・効率性を一層高めるため、バイパス・拡幅事業等について計画段階評価を導入していくとともに、局所的な事業に対し、データや地域の声等に基づいた、「成果を上げるマネジメント」の取組みを導入します。

（問い合わせ先）

道路局企画課 道路事業分析評価室 課長補佐 馬 渡 代表 03-5253-8111（内線 37682）
直通 03-5253-8593

政策目標評価型事業評価の導入に係る取組み（道路事業）

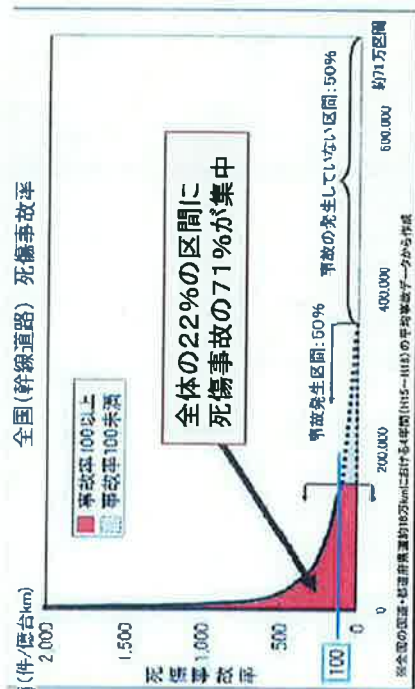
道路事業の透明性・効率性を高めるため、バイパス・拡幅事業等に計画段階評価を導入するとともに、局所的な事業に対し、データ等に基づく「成果を上げるマネジメント」の取組みを導入。



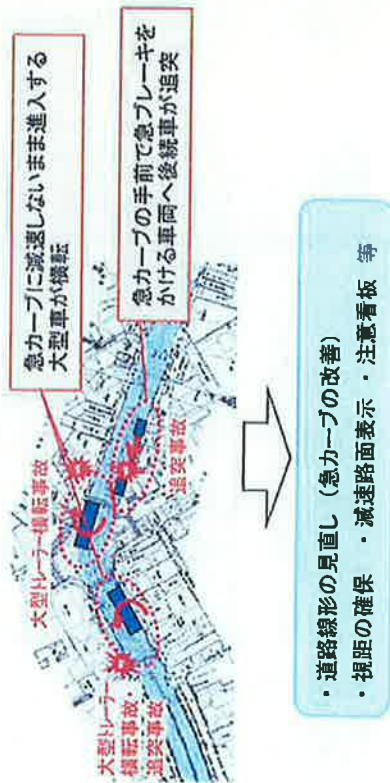
(参考) 「成果を上げるマネジメント」 (交通安全分野) の導入

限られた予算の中、交通事故対策への投資効率を最大限高めるため、「成果を上げるマネジメント」を交通安全分野に導入。

【交通事故の発生は特定の箇所に集中】



【事故要因に即した対策の立案(イメージ)】



【「成果を上げるマネジメント」の流れ】

